

令和4年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年3月1日

午前9時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (12名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
10番	坂口 徹	11番	濱 真理子
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	安全安心課長	真 弓 啓
政策財政課長	福居 哲也	住民生活部長	加藤 惠三
住民生活部次長	北 典子	福 祉 課 長	中 原 潤
子育て支援課長	中尾 歩美	国保医療課長	安藤 晴康
環境対策課長	東浦 寿也	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	都市創生課長	本庄 徳光
上下水道課長	猪川 恭弘	会計管理者	黒崎 益範
教 育 次 長	栗本 公生	教委総務課長	松岡 洋右

---

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名  
日 程 2. 会期の決定について

- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1 号 監査結果報告について
- 日 程 7. 令和 4 年度施政方針について
- 日 程 8. 議案第 1 号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 日 程 9. 議案第 2 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条  
例について
- 日 程 10. 議案第 3 号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日 程 11. 議案第 4 号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する  
条例について
- 日 程 12. 議案第 5 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改  
正する条例について
- 日 程 13. 議案第 6 号 令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 7  
号）について
- 日 程 14. 議案第 7 号 令和 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補  
正予算（第 4 号）について
- 日 程 15. 議案第 8 号 令和 3 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予  
算（第 3 号）について
- 日 程 16. 議案第 9 号 令和 4 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 17. 議案第 10 号 令和 4 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予  
算について
- 日 程 18. 議案第 11 号 令和 4 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算に  
ついて
- 日 程 19. 議案第 12 号 令和 4 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算  
について
- 日 程 20. 議案第 13 号 令和 4 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日 程 21. 議案第 14 号 令和 4 年度斑鳩町下水道事業会計予算について
- 日 程 22. 議案第 15 号 奈良県広域消防組合格約の変更について

- 日 程 2 3 . 議案第 1 6 号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成  
団体数の減少及び奈良広域水質検査センター組  
合規約の変更について
- 日 程 2 4 . 議案第 1 7 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定に  
ついて
- 日 程 2 5 . 議案第 1 8 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場  
の指定管理者の指定について
- 日 程 2 6 . 認定第 1 号 町道認定について
- 日 程 2 7 . 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
(令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 1 4  
号) について)
- 日 程 2 8 . 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
(令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 1 5  
号) について)
- 日 程 2 9 . 報告第 4 号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について)
- 日 程 3 0 . 報告第 5 号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
(令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 1 6  
号) について)
- 日 程 3 1 . 報告第 6 号 令和 4 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告  
について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時40分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

これより、令和4年第1回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和4年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてなど25議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

また、去る1月27日から2月2日まで5日間にわたり、佐伯、中川両監査委員には令和3年度の定期監査を実施していただいたところではありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、年明けから全国的に、新たな変異種であるオミクロン株による感染者が著しく増加する状況となっております。本町におきましても、先週1週間平均での1日あたりの新規感染者数が約40人と依然高い水準が続いております。日々変化するウイルスとの闘いは、ワクチン接種の実施や経口薬の開発までの間、一人ひとりが地道な感染症対策を粘り強く行っていく必要がありますことから、町民の方々に対しまして、基本的な感染防止対策を再確認いただき、継続した実施を呼びかけるほか、感染等により外出ができない家庭の方に対しては、社会福祉協議会を通じて日常生活物資の買い物代行等の生活支援の取組みを実施しているところがあります。また、オミクロン株に対しましても、重症化リスクの低下などワクチン接種は有効であるとされており、本町におきましても3回目のワクチン追加接種につきまして、本年1月6日から医療従事者や高齢者施設の入所者等の方を対象として、個別医療機関や高齢者施設等における接種を、また高齢者の方から順に、生き生きプラザ斑鳩における集団接種や個別医療機関での接種を実施しているところがあります。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、引き続き職員と庁内一丸となって、全力で取り組む所存でありますので、議員皆様方におかれましては、ご理解、ご協力を賜

りますようお願い申し上げます。

令和4年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきこととし、簡単ではございますが、招集にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1．会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、1番 溝部議員、2番 齋藤議員を指名します。両議員には、会期中よろしく申し上げます。

続きまして、日程2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から3月24日までの24日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの24日間と決定しました。

次に、日程3．建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和3年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

13番、奥村委員長。

○建設水道常任委員長（奥村容子君） それでは、閉会中の2月15日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、都市基盤整備事業に関することについてです。

いかるがパークウェイについて、三室・紅葉ヶ丘区間の工事進捗、五百井・興留区間の詳細設計について報告されました。また、興留・幸前区間について、本線が東西に開通する地元への影響については国で検討を行っているとの報告がありました。委員から、興留・幸前区間について地元の意見を近畿地方整備局事業評価監視委員会に伝える件について、東小学校の通学路となっており児童の安全な通行に配慮されたいことについて、法隆寺北口といかるがパークウェイを結ぶ道路計画についてなど、質疑、意見があり、

理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1点目、大和川遊水地整備事業についてです。目安地区の遊水地について、令和3年12月に地元説明会を開催した結果の報告がありました。三代川地区の遊水地については、令和4年3月にコロナ対策を講じたうえで地権者説明会を計画しているとのことです。委員から、三代川の内水対策について質疑があり、理事者より答弁されています。

2点目に、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について報告がありました。

これまで当委員会や議員勉強会で、議会と相談しながら呉竹荘との協議を進めてきた。その結果、2月14日の議員懇談会では、令和6年12月末までに仮称法隆寺パークホテルを開業することを覚書に明記すること、また、賃借料は令和3年度から令和5年度までの3年間の賃貸料を免除する方向で示したが、議員からの意見をふまえて方針を変更し、令和3年度、令和4年度の2年間の免除として、改めて協議を進めているとのことです。また、駐車場の収支差額は、呉竹荘の申し出のとおり町の収入とする方向とのことです。町としては、今後の町財政への寄与、長期的な経済効果など総合的な観点から、呉竹荘を支援し、令和6年12月までのホテルの開業を目指していきたいとのことで、3月議会に覚書の締結に必要な議案を提出予定とのことです。なお、令和4年度の土地賃貸料2,075万1千円については、令和4年度の当初予算に歳入として計上されていることについても報告されました。委員より、令和4年度予算に土地賃貸料は計上しておくべき、免除期間は単年度にできないのか、令和6年12月までに開業できない場合のペナルティをつけることができないのか、免除ではなく猶予にすべき、呉竹荘が融資を受ける場合の町の保証について、複数年の免除ならばスケジュールをしっかりと確認されたいなど、さまざまな質疑、意見があり、理事者から答弁されております。

次に、3点目、地域文化財総合活用推進事業（世界文化遺産）の活用について、令和4年度に向けて、文化庁に補助要望している事業について報告されました。委員より、東京・斑鳩リレーセミナーについて質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、令和4年度から新たに取り組む事業として、4つの事業が報告されました。公営住宅長寿命化計画の策定について、いかるが溜池駐車場の整備について、和のあかりと未来へのひかり事業について、歴史・自然環境の活用について、以上4事業の概要が報告され、委員から、事業規模やPR方法など質疑、意見があり、理事者から答弁されております。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、服部道の補修について質問があり、理事者より答弁されております。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、建設水道常任委員会の報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程４．厚生常任委員長報告についてを議題とします。同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

２番、齋藤委員長。

○厚生常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の２月１６日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてです。ごみ処理広域化については、奈良市とともに、昨年１２月１６日、先進地視察をされたとのこと。また、年末ごみ持込み事業の実績が報告され、昨年度に比べて３８４件の減であったとのこと。委員から質疑はありませんでした。継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、（１）新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

追加接種の集団接種は、２月と３月で１８日間を予定していたが、追加接種を加速するため、奈良県の医師派遣の支援を受けることとし、さらに４日間を追加するとのこと。４月以降の集団接種はワクチンの供給量をみながら進めるとのことです。また、５歳から１１歳の小児接種は、ワクチンの薬事承認等、国の動きに合わせてすみやかに開始できるよう、３月７日からの１４日間で集団接種を始める予定であることなどが報告されました。

次に、（２）国民健康保険税の適正な税率等についてです。国民健康保険運営協議会から、令和４年度以降の国民健康保険税のあり方について、令和６年度に奈良県が国民健康保険税水準の統一化されることを踏まえ、令和４年度の保険税率は本町特別会計の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の収支を見るなかで改定を行うよう答申があったこと、また、具体的な改定額について報告がありました。委員から、税率改定による影響額について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、（３）令和４年度の保育所入所申請状況についてです。令和３年１２月の当委員会では、保育室の床面積を最大限まで利用しても２２名が入所できない状況であると報告されていましたが、その後、調整方法を検討し、たつた保育園の会議室を保育室に

改修することにより、1歳児クラスを増設し、入所可能人数をふやしたとのこと。このことにより、2月4日現在で、いわゆる待機児童は2名となっていると報告されました。会議室から保育室への改修費用は、予備費を充用して対応されるとのこと。委員より、どの保育園でも良いので入所を希望する方の入所先を探してほしい、会議室なしで保育所運営は大丈夫かなど質疑、意見があり、理事者から答弁されております。

次に、(4)斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営候補者の決定について、設置運営事業者を募集したところ、4事業者から提案書が提出され、第一次審査、第二次審査を経て、選定委員会により評価が行われた結果、最優秀提案者と優秀提案者を選定。この選定結果により、町は設置運営候補者として、優先交渉権者を社会福祉法人檸檬会、次点交渉権者を、学校法人共立学園に決定したと報告がありました。開園予定は令和6年4月1日で、名称は(仮称)レイモンド斑鳩西こども園、定員目安は150人とのこと。委員より、保育所入所希望者の受け入れ人数について、応募された町内事業者を選定されなかった経緯について、こども園の名称について等質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、(5)令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)の支給について、国において令和4年2月7日に制度の見直しが行われ、離婚等により新たに対象児童の養育者となっている方にも、対象児童一人につき10万円の給付されることとなったと報告されました。

次に、(6)令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、コロナ克服新時代開拓のための経済対策として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給されることになり、経費は全額国庫補助対象で、令和4年1月6日に補正予算を専決処分されたと報告がありました。支給額は1世帯あたり10万円で、対象者は住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯で、対象世帯は約3,100件と見込んでいるとのこと。委員から家計急変世帯の申請方法について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、令和4年度から新たにとりくむ事業として15の事業が報告されました。個別避難計画の策定について、高齢者補聴器購入助成制度の創設について、自動車誤発進防止装置設置助成制度の期間延長について、ふれあい交流センターいきいきの里空調設備の更新について、認定こども園の整備について、支援対象児童等見守り強化の実施について、保育園管理システム(コドモン)の導入について、3歳児健診における屈折検査



機器の導入について、骨髄移植等任意予防接種助成制度の創設について、健康増進計画等の策定について、風しんワクチン接種助成制度の期間延長について、子ども医療費無償化対象の拡大について、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定について、宅配便を活用した小型家電回収事業の実施について、安心サポートごみ収集の対象範囲の拡大について、以上15事業の概要やスケジュール等が報告され、委員から配慮されたい点や対象者数など、さまざまな質疑、意見があり、理事者から答弁されております。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、年末のごみ持ち込み事業について、委託会社による収集に切り替えてはどうかという意見があり、理事者より答弁されております。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、厚生常任委員会の報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題とします。同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口徹君） それでは、去る2月17日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催しましたので、その概要について報告させていただきます。

まず、継続審査案件の斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存および活用に関することについてであります。斑鳩文化財センターのユニバーサルデザイン化について、紹介映像のバリアフリー化と施設内での点字ブロックの設置工事を完了したとのことです。また、龍田南2丁目に所在する戸垣山古墳の範囲確認を目的とした発掘調査を奈良大学と協同で進めるとのことです。また、令和4年度の新規事業として、ゴールデンウィーク期間中に、史跡中宮寺跡を会場としたイベントの開催を計画しており、期間中はレンゲ畑を開放し、中宮寺跡歴史散策やこいのぼりの掲揚を行う予定と報告されました。委員より、史跡中宮寺跡のイベント内容について質疑があり、答弁されております。継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、令和4年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、昨年12月に国において取りまとめられた令和4年度税制改正大綱（地方税関係）のうち、町税条例の改正に関することについて概要が報告されました。委員より、専決処分の予定について、住宅ローン控除制度の見直しに伴う影響額について質疑があり、それぞれ答弁されております。②斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営候補

者の決定について、町が設置運営候補者の優先交渉権者として、社会福祉法人檸檬会、次点交渉権者を学校法人共立学園に決定したと報告がありました。委員より選定された法人はどういった点がすぐれているのか等質疑があり、それぞれ答弁されております。

③斑鳩町デジタル防災行政無線システムの整備について。町内7ヶ所に設置しているサイレン吹鳴設備が、1月24日に修繕工事が完了し、役場から一斉にサイレン吹鳴ができる体制で運営を行っているとのこと。また、デジタル防災行政無線システムの整備にかかる事業概要の報告があり、事業者選定については、2月4日に公募型プロポーザル公告し、2月25日までを参加表明書、3月18日までを提案書等提出期限とし、4月中旬には受託候補者決定していくとのこと。この契約のため、5月に臨時議会を開催されたいことなどが報告されました。委員より、サイレンや有線放送設備の設置箇所が増えるのか、事業費や仕様は適正なのか、確認テストを頻繁にすべきなど質疑、意見があり、それぞれ答弁されております。

次に、令和4年度から新たに取り組む事業として、3つの事業が報告されました。

自治体デジタル・トランスフォーメーション推進の取り組みについて。LED防犯灯の更新に係る支援について。斑鳩町移住支援金交付事業の実施について、以上、3事業の概要が報告され、委員より財源や制度の利用方法など、質疑、意見があり、それぞれ答弁されております。

また、斑鳩町公民館図書室の開室時間の変更について、新修斑鳩町史編さん事業の進捗について、職員採用試験について、令和4年度斑鳩町立町民プールの運営方針について報告され、委員より、図書室研究会への委託金について、町史の販売価格についてなど、質疑、意見があり、それぞれ答弁されております。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、子育て支援課で令和4年度に導入予定の保育園管理システムと同様のシステムを町立学校と幼稚園に導入することについて質問があり、答弁されております。

以上が、閉会中の当委員会における審査結果の概要であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6. 報告第1号 監査結果報告についてを議題とします。

監査委員より、去る1月27日から2月2日までの5日間に執行されました定期監査

について、お手元に配布しておりますとおりの報告書を提出いただいております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、監査報告は朗読いたしません。佐伯、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

次に、日程 7. 令和 4 年度施政方針についてを議題とします。

令和 4 年度施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和 4 年第 1 回斑鳩町議会定例会の開会にあたり、私の町政運営に対する所信の一端を申しあげ、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年 10 月の町長選挙において、多くの町民の皆様からご信任を賜り、引き続き斑鳩町の舵取りを担わせていただくことになりました。

私に寄せられた期待と責任の重さを肝に銘じ、2 期目においても初心を忘れることなく、町民に信頼される町政の推進に努めてまいります。

国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、2 年が経過いたしました。この間、変異を繰り返すウイルスに対し、日常生活を送るうえで、また社会経済活動を行ううえで、様々な制約を受けるなか、医療従事者の皆様をはじめ、最前線で献身的に対応していただいている関係者の皆様に、心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。年明けから非常に感染力が強いとされるオミクロン株による感染者の爆発的な増加による厳しい状況が続いておりますが、3 回目となるワクチン接種の実施や、国においては、経口薬の承認がなされるなど、このウイルスへの対策も日々進められているところであります。本町といたしましても、新型コロナウイルス感染症への対応は最も優先すべき課題であり、真正面から向き合い、命と暮らしを守るため、引き続き全力で取り組んでまいります。コロナ禍によって大きく変わる時代の流れを感じ、デジタル化や気候変動により激甚化する災害への対応という課題への対応を図るとともに、町民の皆様、事業者の皆様、斑鳩町にかかわる全ての方々とのつながりを大切にし、誰もが住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思える活力と魅力にあふれるまちづくりを進めてまいります。

令和 4 年度予算は、和のところで未来へ続く斑鳩の創造への第一歩となります。国や奈良県との連携を深めるとともに、本町の優れた資源を最大限に活用することで、新たな斑鳩町の魅力づくりを進めてまいります。加えて、今何が必要か、何を変えるべきか

をきちんと見極め、将来を見据えた持続可能なまちづくりを展開してまいります。令和4年度予算案の編成にあたりましては、既存事業の見直しを行ったものの、その結果として、基金の活用などにより財源の捻出をしなければならない非常に厳しい財政状況であることをご理解くださいますようお願いいたします。こうしたなかで、令和4年度予算案は、一般会計で総額101億3千万円を計上しております。前年度と比較して、7億1千万円、7.5%の増額となっております。また、一般会計、特別会計及び企業会計の5会計を合わせました総予算額は、194億473万6千円で、10億2,249万3千円、5.6%の増額となっております。

それでは、第5次斑鳩町総合計画の基本目標に沿って、令和4年度の主要な施策についてご説明申し上げます。

はじめに、災害に強いまちづくりについてであります。近年の著しい集中豪雨に伴う内水防除として法隆寺北1丁目地内に貯留施設の整備を進めるとともに、次の候補地の検討や効果検証を行うことにより、浸水対策に取り組んでまいります。また、大和川に架かる大城橋が増水時に浸水することから、河合町と連携し、監視カメラや遮断機の自動開閉装置を設置するほか、宅地造成時に設置された調整池の浚渫など各施設の更新や維持管理の適正化に努めてまいります。また、災害復旧の迅速化や、土地の適正管理を目的とした地籍調査業務に引き続き取り組んでまいります。さらに、災害発生時等の防災情報の伝達を円滑かつ確実に行うとともに、伝達手段の高度化・重層化を図るため、デジタル防災行政無線システムを整備してまいります。また、避難行動要支援者一人ひとりの誘導や避難所での生活支援などを迅速かつ的確に実施するため、個別避難計画の作成を進めることとし、新年度では、ハザードマップにおいて危険度が高い地域に居住されている方から順次作成してまいります。あわせて、町地域防災計画について、避難情報等の改定や個別避難計画の位置付け等に対応するための見直しを行ってまいります。

次に、防犯・生活安全の向上についてであります。防犯活動の強化に向けて、地域の防犯ボランティア団体と連携した取り組みを進めるとともに、自発的な防犯活動を支援するため、引き続き自治会等に対し、防犯カメラの設置に要する費用の一部を補助してまいります。また、自治会管理の防犯灯についてはLED防犯灯の更新時期を随時迎えていくことから、経年劣化による更新費用の支援を開始してまいります。また、交通安全対策として、歩行者や自転車が安全に通行できるよう警察など関係機関と連携し、交通安全施設の充実などを図るとともに、高齢者の自動車運転による交通事故を防ぐため、運転免許自主返納の支援に引き続き取り組んでまいります。さらに、通学路における安

全確保として、子どもたちが安全で安心して通学、通園ができるよう地域の皆様や警察など関係機関と協力し、安全点検の充実を図るとともに、道路反射鏡や防護柵など交通安全施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、ライフラインの確保についてであります。水道事業では、老朽化した管路施設の更新を計画的に進めるとともに、昨年4月に町の浄水場施設の稼働を停止し、県営水道への水源転換をはかり、効率的な経営に努めております。また、水需要の減少に伴う給水収益の減少や増大する老朽化施設の更新など、厳しい経営環境の課題解決を図るため、県内の水道事業者による奈良県広域水道企業団設立準備協議会に参加し、水道事業の統合に向けた協議を重ねているところであり、今後も安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給できるよう努めてまいります。下水道事業では、引き続き計画的かつ効率的に整備を進めるとともに、普及促進に努めてまいります。

次に、道路・交通網の整備についてであります。幹線道路の整備として、いかるがパークウェイ事業の五百井・興留区間の本線において、公共地以外の用地取得が完了したことから、残る埋蔵文化財の発掘調査を進め、早期に工事着手できるよう国や関係機関と連携してまいります。また、生活道路の整備として継続して取り組んでいる岡本循環道路や目安堤防道路及び地域からの要望路線を計画的に進めてまいります。さらに、生活道路の経年劣化や破損などに対する修繕工事、橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょうの定期点検業務や補修工事の実施など、安全で快適な生活に支障をきたさないよう道路施設の適切な維持管理に努めてまいります。また、公共交通の利便性の向上として、コロナ禍においても安全で安心して利用いただけるよう感染防止対策を講じながら、地域の公共交通としてコミュニティバスの実証運行を継続してまいります。

次に、住宅・生活環境の整備についてであります。町営住宅施設の長寿命化として、長田団地B棟に引き続き長田団地A棟について設計調査業務を実施するとともに、新たな町営住宅長寿命化計画の策定を進めてまいります。さらに、法隆寺及びJR法隆寺駅周辺地区における奈良県と連携したまちづくりとして基本構想を策定し、昨年9月には、基本協定を締結したことから、これらに基づき法隆寺周辺地区で歴史・文化拠点としての機能強化、JR法隆寺駅周辺地区では多様な都市機能を複合させた魅力ある交通拠点としての機能強化、さらには、JR法隆寺駅から幹線道路や観光地へのアクセス道路の整備など、地区や事業ごとに事業内容を具体化する基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

次に、循環型社会の推進・環境保全についてであります。循環型社会の推進として、

斑鳩町一般廃棄物処理基本計画及び斑鳩まほろば宣言・推進計画に基づき、総合的・計画的にごみの減量化・資源化対策を進めるとともに、食品ロスの低減、家庭系生ごみの分別収集地域の拡大、事業系排出ごみの資源化などに取り組み、循環型社会の形成を推進してまいります。また、先進的なごみ処理方法や効率的な収集体制について、調査研究を進めるとともに、奈良市とのごみ処理広域化に関する勉強会をはじめ、あらゆる可能性を検討し、安定的なごみ処理の確立に向けて取り組んでまいります。また、環境保全対策の推進として、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画を策定し、事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出を抑制するとともに、住民や事業者の自主的かつ積極的な取り組みを推進するなど、地球温暖化対策に取り組んでまいります。さらに、環境教室や環境イベントなどの啓発事業により、環境について広く学ぶことができる機会を提供するとともに、水質改善を目的とした各種協議会との連携や河川美化活動などの水質改善に向けた取り組みを推進し、広域的な水質改善活動を進めてまいります。

次に、持続可能な行財政運営についてであります。簡素で効率的な行政システムの確立や持続可能な健全財政の確立をめざし、前例踏襲にとらわれない業務改善や職員自らが率先・工夫して取り組む、仮称斑鳩町行政改革アクションプランを策定するとともに、自治体DXの推進に努めてまいります。また、効率的な行財政運営として、子育て・介護等の行政手続のオンライン化を可能とする申請管理システムを構築するとともに、住民からの質問に対し、デジタル技術を活用しAIが自動応答するAIチャットボットを新たに導入することにより、住民の利便性向上及び職員の業務効率化をはかってまいります。また、人事評価結果に基づく能力・実績を的確に反映した人事管理を、新年度から全職員に拡大して実施することにより、職員の人材育成・組織マネジメントのさらなる強化を図ってまいります。また、長時間労働の抑制、各種ハラスメント対策を講じることにより、誰もが働きやすい職場環境の構築に、引き続き取り組んでまいります。さらに、公共施設マネジメントの推進では、役場本庁舎の長寿命化を図るため、劣化診断調査を実施し、現況の把握に努め、緊急に対応すべき箇所を整理するとともに、今後の修繕計画を立案してまいります。

次に子育て環境の充実についてであります。女性の就業率の増加等、子育て世帯を取り巻く社会環境の変化に対応するため、町立幼稚園の運営状況、町内の保育施設の立地状況等を総合的に勘案し、園児数の減少が著しい町立斑鳩西幼稚園を令和6年4月に公私連携幼保連携型認定こども園として再構築することにより、多様化する教育・保育ニ

ーズに対応してまいります。また、町立保育所において、ICTを活用した業務管理システムを導入することにより、保護者の利便性と保育の質の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、子育てに不安を抱えている人も多く個々に寄り添った対応が必要となることから、保健センター内の子育て世代包括支援センターと、子育て支援課内の子ども家庭総合支援拠点において、連携した相談体制の充実を図ってまいります。さらに、子どもの健やかな成長発達を促すため、3歳児健康診査時に、視力検査に加えて、精度の高い屈折検査機器を導入することにより、目の異常を早期発見し、早期治療につなげてまいります。

次に、子どもの教育の充実についてであります。時代に応じた教育内容の充実として、論理的思考を育むプログラミング教育の充実を図るなど、子ども一人ひとりが個性や自主性、創造性を高める教育を推進するため、ICT教育について、小・中学校教員の技術的な支援スタッフの配置など、ハードとソフト両面から積極的に取り組み、子どもたちの情報活用能力の育成に努めてまいります。また、本町の豊富な歴史資源を題材とした教材を活用し、小・中学校9年間を通した教育プログラムに組み込み、伝統と文化を尊重する心や斑鳩を身近に感じる郷土愛の育成をはかってまいります。

また、教育環境の整備・充実として、安全で快適な学習環境を確保するため、学校のトイレについて、現代の生活様式の変化にも対応した明るく衛生的な空間としての整備に着手してまいります。また、国は、小学校の35人学級化を段階的に進めていますが、町では独自の少人数教育の充実を図り、きめ細やかな指導を行うことができるよう国基準に先行する少人数学級編制と、ティーム・ティーチングや少人数による指導を継続してまいります。さらに、青少年の健全育成として、昨今、児童生徒のいじめ、不登校事例が増加する傾向にあることから、カウンセリング機能の強化を図るため、これまでの心の教室相談員に加え、前年度から町費によるスクールカウンセラーを配置しており、学校外での相談やオンライン相談を活用するなど、より柔軟かつ効果的な相談体制の充実をはかってまいります。

次に、子どもを守るしくみの充実についてであります。核家族化や地域のつながりの希薄化により、孤立化する子育て家庭を地域社会全体で支えていくため、子ども家庭総合支援拠点において、要保護児童対策地域協議会が中核となり、民間団体等を含めた地域の様々なネットワークを動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化をはかり、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組んでまいります。

次に、健康づくりについてであります。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種については、希望する全ての人々が接種できるよう3回目の追加接種と5歳から11歳までの子どもへの接種を進めてまいります。また、本町では、住民の健康寿命の延伸や生活の質の向上をはかるため、第2期斑鳩町健康増進計画及び第2期斑鳩町食育推進計画に基づき健康づくりに取り組んでいるところですが、次期計画を策定するにあたり、新年度は健康づくりに関するアンケート調査を行い、令和5年度までの2か年計画で、第3期斑鳩町健康増進計画及び第3期斑鳩町食育推進計画を策定してまいります。また、生活習慣病対策については、健康無関心層を含めた疾病の発症予防や重症化予防に向けた取り組みをさらに推進するとともに、コロナ禍における引きこもり生活をふまえた健康づくりにも取り組んでまいります。さらに、高齢者が抱える様々な健康課題に対応し、地域全体で高齢者を支え、健康寿命の延伸につなげることを目的として、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施に取り組んでまいります。また、新年度から、白血病などの治療で骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に診断された人に対して、再接種に要する費用の一部助成を行い、経済的負担の軽減と疾病の発生予防等に努めてまいります。

次に、高齢者の福祉・介護の充実についてであります。75歳以上の後期高齢者や単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯が増加するなか、第8期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、本町の全ての住民が、一人ひとりの尊厳の尊重と地域とのつながりを感じながら高齢期を迎えることができ、高齢になっても自立と社会参加が可能となるまちづくりを進めてまいります。また、身体障害者手帳の対象基準に満たない程度の耳が聞こえにくい高齢者に対して補聴器購入費用の一部を助成する制度を創設することにより、高齢者がより生活しやすい環境づくりを一層進めてまいります。

次に、障害者福祉の充実についてであります。障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた身近な地域で心豊かに暮らしていけるよう、昨年3月に策定した斑鳩町障害者福祉計画及び第6期斑鳩町障害福祉計画・第2期斑鳩町障害児福祉計画に基づき、就労や地域活動、レクリエーションなどの事業の推進、合理的配慮の普及・啓発、相談機能の強化など、地域共生社会の実現に向けた総合的な支援の取り組みを引き続き実施してまいります。また、学校教育における支援として、教育上何らかの支援を必要とする児童に細やかな支援を行うことができるよう、引き続き県の加配教員の配置を受けながら、小・中学校の通級指導教室の運営・充実に努めてまいります。

次に、安定した社会保障制度の運営についてであります。国民健康保険制度の県単位



での安定した財政運営を図るため、国民健康保険税などの歳入の確保に努めるとともに、適切な医療費の支出を行うため、奈良県や国民健康保険団体連合会と連携しながら、県内市町村が共同で取り組む保健事業などの施策を展開してまいります。また、現在、中学校卒業までを対象とした子ども医療費助成について、さらなる子育て支援策の充実をはかるため、令和5年4月から、その対象を高等学校卒業までの年齢に拡大することとしており、新年度はシステム改修等の準備を進めてまいります。

次に、生涯学習・生涯スポーツの推進についてであります。生涯にわたって学ぶことができる環境づくりとして、身近な生涯学習の拠点施設である公民館について、適切な維持管理を行いながら施設の充実を図ってまいります。また、誰もが気軽に図書館を利用でき、住民ニーズにあった図書の提供ができるよう蔵書の充実を図ってまいります。また、小学生のなかから読書活動のリーダーを育成するなど、子どもの読書活動を推進するとともに、図書館サービスの充実をはかってまいります。また、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会に代わる新たなマラソン大会を開催するべく、新年度においてコース等の見直しに取り組んでまいります。また、町民プールについて、施設の老朽化等により運営することが困難になってきていることから、新年度は、施設運営を休業することとし、その代替事業として町立学校のプールを活用しながら水と親しむ機会の提供に努めてまいります。さらに、中央体育館アリーナの空調設備導入について、快適なスポーツ環境及び避難時の安全安心な環境が提供できるよう整備に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

次に、住民活動と協働の推進についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域におけるコミュニティ活動が制約される状況が長期化するなか、地域コミュニティの核となる自治会の活性化に向け、その活動に対する支援に、引き続き取り組んでまいります。また、地域コミュニティ活動の拠点整備として、龍田西地区において地域交流館の整備計画を進めることとし、令和6年度の開館に向け、新年度は用地取得及び施設の設計業務を実施してまいります。また、協働のまちづくりでは、引き続き行政と目的や目標を共有する住民活動の立上げを支援することとし、新年度では活動提案事業制度により、2団体の活動を助成してまいります。

次に、男女共同参画社会の推進についてであります。新年度では、引き続き男女共同参画の意識啓発の取組みを進めるとともに、女性活躍推進セミナーの開催などを通じて、様々な分野での女性の社会生活における活躍を支援してまいります。

次に、観光まちづくりの推進についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響

を受けているマルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に対し、早期の工事着手及び開業に向けて、事業者と継続的な協議や調整を行ってまいります。また、観光分野においても、県とのまちづくり連携における基本構想から事業内容を具体化する基本計画の策定を進め、目標とする賑わいのある感幸まちづくり、幸せを感じられる和のまちに向けた観光拠点の整備に取り組んでまいります。さらに、昨年4月に発足した生駒郡4町と大和郡山市、王寺町の1市5町によるWEST NARA広域観光推進協議会において、地域の活性化をめざした旅行商品の造成や情報発信等を進め、広域による知名度向上と産業振興に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者やアフターコロナを見据えた事業活動に対し、国の交付金等を活用した多様な施策を講じて事業者の皆様を支援してまいります。また、地域経済の発展と商業の活性化、雇用の促進を目的に、新規創業や事業所の開設に対し、相談支援や助成制度を実施してまいります。

次に、農業の活性化についてであります。遊休農地対策として、国の農地利用最適化交付金を活用し、農業委員会の活動のさらなる活性化を図るとともに、関係機関と連携しながら、担い手への農地利用の集積、集約化を推進してまいります。また、防災重点ため池に指定されている桜池の耐震化を図るため、県営事業により耐震工事を前年度に引き続き取り組んでまいります。さらに、各防災重点ため池の劣化状況調査やパトロールを実施し、ため池の防災対策を強化してまいります。

次に、歴史・文化遺産の保全と活用についてであります。聖徳太子1400年御遠忌を契機として、聖徳太子ゆかりの地、世界文化遺産のあるまちを内外に広く周知するため、官民連携による聖徳太子関連イベントを継続して実施し、観光・歴史まちづくりの推進に努めてまいります。また、聖徳太子生誕1450年に向けて、聖徳太子に関連した歴史や文化について町内外に情報発信を行うため、斑鳩町文化財活用センターにおいて、法隆寺の壁画をテーマとした展示会を開催してまいります。さらに、史跡中宮寺跡については、史跡の適切な保存をはかりながら、コスモスの植栽やこいのぼりの掲揚などの取り組みを通じて、多くの方々に聖徳太子ゆかりの文化財への関心を持っていただけるよう努めてまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。文化・芸術の拠点として、いかるがホールを多くの皆様に利用していただけるよう新年度は、小ホールの音響機材の更新を行うこととしており、経年劣化の施設更新を計画的に進めてまいります。また、住民の文

化・芸術に対する関心と教養を深めるとともに技術の向上をはかり、文化・芸術の振興をはかるため、文化芸術祭を開催してまいります。さらに、住民の身近な文化・芸術活動の場として、各公民館で開催している公民館教室について、多様化する住民の学習ニーズに対応するため新たな講座を開設するとともに、誰もが気軽に参加でき、生涯教育としての生きがいつくりの機会となるよう住民の声をくみ取りながら、学習機会の拡充と内容の充実に努めてまいります。

次に、風景・景観・自然環境の保全についてであります。斑鳩の里の風景・景観を保全するため、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働による景観づくりを進めるとともに、関係法令や関係諸制度等の活用により、住民の景観形成活動への支援を図ってまいります。また、歴史環境や自然環境を活用した拠点整備に向けて、斑鳩の里の風景を見渡すことができるビュースポット候補地等の基礎調査を実施してまいります。また、自然環境の保全と資源の有効活用を目的とした、いかるが溜池周遊道路については、適正な維持管理に努めるとともに、利便性の向上を図るため、ため池周辺に駐車場の整備を進めてまいります。さらに、森林資源の適切な管理を図るため、森林環境譲与税を財源として、間伐や人材育成等を含めた新たな森林管理システムの創設を進めながら、山林の保全と活用をはかってまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。

私は、和のところで、住民の皆様の声を聴き、町政運営に生かしつつ、これまで申しあげた取り組みを職員と話し合い、創意工夫しながら引き続き先頭に立ち、全力で押し進めることにより、未来へ続く斑鳩を創ってまいる所存であります。

どうか議員みなさまにおかれましては、さらなるご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君）　ここで10時55分まで休憩いたします。

（　午前10時38分　休憩　）

（　午前10時55分　再開　）

○議長（伴吉晴君）　再開いたします。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程8．議案第1号　斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程31．報告第6号　令和4年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてまで以上24議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました24議案について、総括提案説明を求めます。  
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

- 町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。

本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（伴吉晴君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明にその概要が記載されておりますので、日程8．議案第1号から日程26．認定第1号までの町長提案の19議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程8．議案第1号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伴吉晴君） これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程9．議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伴吉晴君） これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程10．議案第3号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程11．議案第4号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程12．議案第5号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程13．議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第17号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程14．議案第7号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第7号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程15．議案第8号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第8号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第8号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程16．議案第9号から日程21．議案第14号までの6議案は、令和4年度各会計の予算にかかる案件です。よって、会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、日程 16. 議案第 9 号 令和 4 年度斑鳩町一般会計予算について、日程 17. 議案第 10 号 令和 4 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 18. 議案第 11 号 令和 4 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 19. 議案第 12 号 令和 4 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程 20. 議案第 13 号 令和 4 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 21. 議案第 14 号 令和 4 年度斑鳩町下水道事業会計予算について、以上 6 議案を一括議題とします。

ただいま一括議題といたしました 6 議案について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 9 号から議案第 14 号までの 6 議案に関する総括質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております 6 議案については、委員会条例第 5 条の規定により、委員 7 名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号から議案第 14 号までの 6 議案については、委員 7 名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。総務常任委員会から、横田議員、坂口議員。厚生常任委員会から、溝部議員、大森議員。建設水道常任委員会から、齋藤議員、木澤議員。広報発行常任委員会から、奥村議員。以上、7 名の議員を指名します。

各議員には、よろしくお願いたします

続いて、日程 22. 議案第 15 号 奈良県広域消防組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 15 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 15 号は、総務常任委員会に付託します。

日程 23. 議案第 16 号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 16 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 16 号は、建設水道常任委員会に付託します。

続いて日程 24. 議案第 17 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 17 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 17 号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程 25. 議案第 18 号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第 18 号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 18 号は、建設水道常任委員会に付託します。

続いて、日程 26. 認定第 1 号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、認定第 1 号に関する総括質疑を終結します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ただいま議題となっております認定第 1 号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程 27. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 14 号)について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第 2 号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第24号

専決処分書

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第14号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月20日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付について、政府の方向転換により年内に全額現金での一括給付を行うことが容認されたことに伴い、迅速な対応が必要となった子育て世帯臨時特別給付金の給付に要する経費の計上と、これに係る国庫補助金の受入れにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年12月20日付で専決処分させていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算についてです。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯への支援として、給付金を支給するにあたり、その実施にかかる費用が補助対象となることから、子育て



世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 2 億 2, 780 万円を増額補正させていただいたものです。6 ページをお願いいたします。歳出予算についてです。第 3 款 民生費、第 2 項 児童福祉費では、第 7 目 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で、対象児童 1 人当たり一括給付を行う 10 万円のうち、残り 5 万円分の子育て世帯臨時特別給付金として、2 億 2, 780 万円を増額補正させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 14 号）

令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 227, 800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 10, 965, 834 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 20 日専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 14 号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第 2 号に関する質疑を終結します。

報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 14 号）について）を終わります。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程 28. 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 15 号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について）につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月6日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、迅速な対応が必要となった住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の給付に要する経費の計上と、これにかかる国庫支出金の受け入れにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年1月6日付で専決処分させていただきましたものであります。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算についてでございます。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓くという給付事業の観点から所得制限により国の給付事業の対象外となる世帯にも町独自で給付をするにあたり、その実施にかかる費用に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることから2,964万6千円を増額補正させていただいたものでございます。次に第2目 民生費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、迅速な対応が必要となった住民税非課税世帯等への支援といたしまして、給付金を支給するにあたり、その実施にかかる費用が補助対象となることから、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金3億1,350万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金720万円を増額補正させていただいたものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出予算についてでございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第12目 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費で、給付金及びその支給に必要な事務費として3億2,070万円を増額補正させていただいたものであります。その主な内容としましては、第12節 委託料で給付金給付システムの導入業務委託料、第18節 負担金補助及び交付金で対象世帯当たり10万円を支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金となっております。9ページをお願いいたします。第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第7目 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で、給付金及びその支給に必要な事務費として2,964万6千円を増額補正させていただいたものであります。その内容としましては、第11節 役務費で案内通知等の郵送料及び口座振込手数料、第18節 負担金補助及び交付金で所得制限により国の給付事業の対象外となる世帯にも町独自で同様に給付を行うため対象児童1人当たり10万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金町独自分となっております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,316,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年1月6日 専 決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第3号に関する質疑を終結します。

報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について）を終わります。

次に、日程29. 報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）および日程30. 報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号及び報告第5号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） それでは、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び 報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）について）につきまして、一括して説明申し上げます。

はじめに、報告第4号でございます。議案書を朗読いたします。

報告第4号

## 議会の委任による町長専決処分の報告について

### (損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書も朗読いたします。

斑専第2号

### 専決処分書

#### 損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年2月21日

斑鳩町長 中西和夫

次に3枚目でございます。損害賠償の額の決定についてであります。損害賠償の額の決定について衛生処理場内のごみ分別体験ステーションにおいて、搬入されたプラスチック製の衣装ケースを運搬中に、積み荷のバランスが崩れ、搬入者の車両に接触し損傷した事故に係る損害賠償を次のとおり決定する。

#### 記

1. 損害賠償の額 213,860円

2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目2番25号 木原優紀

本件につきましては、令和3年12月23日午後1時15分頃、斑鳩町衛生処理場内のごみ分別体験ステーションにおいて、斑鳩町法隆寺西3丁目2番25号 木原優紀氏が搬入されたプラスチック製の衣装ケースを、町職員が台車に載せ替えて運搬していた際に、同ステーション内に後続車が進入してきたため、急いで台車を移動させたところ、積み荷であるプラスチック製の衣装ケースが崩れ、木原氏所有の自家用車左側面後部に接触し、車両を損傷するという事故が発生したものであります。

当日、作業に従事しておりましたのは、環境対策課の下間康司であり、慌てて衣装ケースが積まれた台車の操作を誤ったことが原因でございます。

この事故によります損害賠償といたしまして、木原優紀氏に21万3,860円を支

払うことで、物損に関する示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和4年2月21日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告をさせていただくものであります。

続きまして、報告第5号についてであります。議案書を朗読させていただきます。

報告第5号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第16号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第3号

専決処分書

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第16号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年2月21日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほどの報告第4号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いのための補正であります。歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ21万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億1,639万4千円とするものでございます。

補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、ご説明を申しあげます。

5ページをご覧いただきたいと思えます。はじめに、歳入予算の補正であります。第21款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入でございます。総合賠償補償保険金として21万4千円、増額補正したものでございます。次に、6ページをお願いいたします。歳出予算の補正でございます。第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費補償補填及び賠償金で、賠償金として21万4千円、増額補正したものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算の総則の朗読をさ

せていただきます。

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,316,394千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月21日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以後、このようなことを起こすことがないように、一層注意してまいりますとともに、職員の安全管理に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、報告第4号及び第5号の報告についての説明とさせていただきます。

何卒よろしくご了解賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので本案について、質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） こちらについては予算執行は必要なものなのでやっていただければいいと思うんですけれども、詳しい状況を教えてほしいなと思うんです。当日、現場で職員さんの配置というのは体制的に何人とかわかりますか。

○議長（伴吉晴君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 当日、職員は2名で作業をさせていただいておまして、今、説明させていただきましたとおり、ひとつ目の搬入がございまして、その積み下ろしをしていた、それとあともう一人の職員が別の作業をしておりました。そういった状況で今回、事故のほうが起こっております。今後、事故防止対策といたしまして、1名の作業中にもう1名の職員、必ず2名体制でやっておりますので、もう1名がそういった後続車の進入関係の制御等をさせていただいて、事故のないように対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私思っていたことを今、部長言っただいたんで、そのようにしていただきたいんですけれども、以前にもガラスの持ち込みで破砕をした際に、そ

れも搬入者がそこにいる状態で破砕をして、車に刺さっていたと思うんです。だから、安全を確保して作業を行うという管理マニュアルが必要だと思うので、そのように対応をお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって質疑を終結します。

報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）について）を終わります。

次に、日程31. 報告第6号 令和4年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第6号 令和4年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第6号

令和4年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年3月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

恐れ入りますが、令和4年度 斑鳩町文化振興財団事業計画及び予算の1ページをお願いします。

はじめに、令和4年度事業計画でございます。（1）地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業でございます。①公演・文化講座事業では20事業を計画し、事業費合計は1,988万円を計上しております。内訳として、1. 自主



文化事業19事業、事業費は800万8千円を計上しております。事業の概要につきましては、資料2ページから4ページに記載しております。2. 友の会事業として、いかるがホールの文化事業を促進するため、友の会を編成し、文化情報の収集、提供を行うもので、事業費は61万6千円を計上いたしております。3. 共通にかかる経費として、事業費1,125万6千円を計上しております。

次に、(2)地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業でございます。①斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業では、指定管理者の指定を受けて、ホール部分の管理運営を実施するもので、事業費1億2,151万6千円を計上いたしております。次に、②斑鳩町立図書館の管理事業として、斑鳩町教育委員会と管理委託契約を締結し、図書館部分を管理するもので、事業費は1,411万9千円を計上いたしております。

以上が、令和4年度の事業計画でございます。

続きまして、6ページから7ページにかけて法人全体の財産の増減を、前年度と比較した味財産増減予算書でございます。7ページの下から9行目をご覧くださいませでしょうか。一般正味財産の増減について、令和4年度は固定資産等の取得予定がなく、一般正味財産期首残高25万円から什器備品減価償却額の24万円が減少となり、期末残高は1万円となっております。次に、指定正味財産の増減では、基本財産である斑鳩町からの出捐金は、期首残高と変更なく期末残高は1千万円となっております。この結果、正味財産期末残高は、24万円減の1,001万円となります。なお、8ページから17ページに、内訳を添付いたしております。

以上で、報告第6号 令和4年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第6号に関する質疑を終結いたします。

報告第6号 令和4年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日 3月2日から3日までは休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

（午前11時36分 散会）